

章		見出し	条 項	条文	担当課	各課の取組み状況
前文				<p>瀬戸内海と「母なる川」佐波川、大平山や県下最大の防府平野など、豊かな自然に恵まれたこの地は、古くは周防の国府が置かれるとともに、良港を擁し、交通の要衝でもありました。また、あまたの人材を輩出し、歴史の上でもしばしば重要な舞台として登場します。このように、多彩な文化が生まれ育ち、製塩をはじめ我が国の経済発展の一翼を担った産業を育んできたまち、それが私たちの暮らす防府市です。</p> <p>今を生きる私たち防府市民は、先達から受け継いだ「すばらしい防府」を誇りとし、守り、育て、次の世代に引き継いでいく使命があります。</p> <p>そのためには、市民等が、自らの責任において参画するとともに、市民等、市議会そして行政が、英知を結集し、協働してまちづくりに取り組むことが必要です。</p> <p>ここに、市民等、市議会そして行政の役割と責務を明確にし、自治の基本的なルールを明らかにするため、この条例を制定します。</p>		
第1章	総則	目的	第1条	この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、市民等、市議会及び市長等の役割と責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立を図ることを目的とします。		
		位置付け	第2条	この条例は、本市における自治の最高規範であり、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとします。		
		定義	第3条	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>一 市民 市内に住所を有する人をいいます。</p> <p>二 市民等 市民、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。</p> <p>三 市長等 市長その他の執行機関をいいます。</p> <p>四 参画 政策の形成、実施及び評価の各過程に自主的にかかわることをいいます。</p> <p>五 協働 市民等、市議会及び市長等が、それぞれの役割と責務を自覚するとともに、互いを尊重し、協力して取り組むことをいいます。</p>		
第2章	自治の基本理念及び基本原則	基本理念	第4条	<p>本市における自治の基本理念は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>一 自治の主体は市民であり、市議会及び市長等は、基本的人権の尊重の下に、市民の信託にこたえ、自治を推進するものとします。</p> <p>二 市民等、市議会及び市長等は、地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うものとします。</p> <p>三 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的に市政運営を行うものとします。</p>		
		基本原則	第5条	<p>本市における自治の基本原則は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>一 市政は、二元代表制の下、参画と協働を図りながら行われるものとします。</p> <p>二 市民等、市議会及び市長等は、市政に関する情報を共有するものとします。</p>		
第3章	市民及び市民等	市民等の権利	第6条	<p>市民の権利及び市民等の権利は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>一 市民は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定又は改廃等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。</p> <p>二 市民等は、市政に関する情報を知る権利及び参画する権利を有するものとします。</p> <p>三 市民等は、適正な行政サービスを受ける権利を有するものとします。</p>		
		市民等の責務	第7条	<p>市民の責務及び市民等の責務は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>一 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、参画するよう努めるものとします。</p> <p>二 市民等は、参画し、協働するときは、自らの発言と行動に責任をもつものとします。</p> <p>三 市民等は、法令等の定めるところにより、行政サービスに要する費用を税、使用料、手数料等により負担するものとします。</p>		

章		見出し	条 項	条文	担当課	各課の取組み状況	
第4章	市議会	市議会の役割と責務	第8条	1 市議会は、選挙によって選ばれた議員によって構成される意思決定機関であるとともに、市民の信託にこたえるため、行政運営を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません。	議会事務局	政策討論会の実施(H25 1回)	
				2 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、政策提言及び政策立案の機能の強化を図るため、調査活動、立法活動等を積極的に行わなければなりません。		議会モニター制度の実施(H23～)	
				3 市議会は、開かれた議会運営を行うため、情報提供及び情報公開を積極的に推進しなければなりません。		中小企業振興基本条例の制定(H27)	
				4 市議会は、市民等に対し議会の役割と責務を明確にするため、自らの基本とする条例を制定します。		本会議のインターネット中継(H23～)	
		市議会議員の責務	第9条	市議会議員は、市民の信託に対する自らの責任を果たすため、誠実に職務を遂行しなければなりません。		議案に対する賛否を議員別に公表(ホームページ、議会だより、会議録)	
						議会報告会の開催(H23～)	
						防府市議会基本条例(平成23年4月1日施行)の改正	
						防府市議会議員政治倫理条例の制定(H26)	
第5章	執行機関	市長の役割と責務	第10条	1 市長は、市の代表者として、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たらなければなりません。	職員課	各種職員研修の実施 ・一般研修(階層別研修)・・・新採用、中堅職員、所属長課程など ・専門・特別研修・・・接遇、会計事務等実務者課程など ・派遣研修・・・山口県人づくり財団、民間企業派遣、県への派遣など	
				2 市長は、市の職員の能力向上を図らなければなりません。			暮れ六つTryあぐるセミナー(職員による自主講座)の開催(年5～6回)
		執行機関の役割と責務	第11条	市長を除く執行機関は、その権限に属する事務を自らの判断と責任において、公正かつ誠実に執行しなければなりません。			防府市人材育成基本方針の改訂(H27)
		市の職員の責務	第12条	1 市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。			人事考課(H28～制度本格導入)
				2 市の職員は、自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければなりません。			先進地視察、職場研修活動、職場自主研究活動への援助、通信教育
第6章	総合計画	総合計画	第13条	1 市政の運営の指針となる基本構想とこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」といいます。)は、この条例の趣旨に沿ったものでなければなりません。	総合政策課	「防府市まちづくり委員会」の設置 (公募委員の数 第3次 4人 → 第4次 10人)	
				2 総合計画は、市民等の参画の下にその案を策定するものとします。		市民アンケート実施(H26)	
				3 市長等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければなりません。		基本計画(案)に係るパブリックコメント実施(H27)	
				4 市長等は、各政策分野における個別計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。		行政評価を活用して各事業の進捗状況を把握し、実施計画を策定	
						個別計画を策定する主管課において総合計画との整合性を図る	

章		見出し	条 項	条文	担当課	各課の取組み状況		
第7章	行政運営	市長等の組織	第14条		市長等は、その組織が市民等にわかりやすく、効率的かつ機能的なものとなるよう、また、社会経済情勢の変化に的確に対応するよう、常に見直しに努めなければなりません。	職員課	組織機構の一部見直しを実施(総合政策課に交通政策係を新設、健康増進課に子育て世代包括支援センターを新設)	
						行政経営改革課	防府市行政経営改革大綱推進計画(H26.2策定)	
		情報の提供及び公開	第15条	1	市長等は、その保有する情報を積極的に公表し、提供しなければなりません。		総務課広報室	広報誌「ほうふ」の発行(月2回)
							総務課広報室	テレビ及びラジオによる市政情報の紹介
						2	市長等は、市民等の知る権利を保障するため、その保有する情報について、情報公開制度を設けます。	市政なんでも相談課
			3	情報公開について必要な事項は、別に条例で定めます。	市政なんでも相談課	防府市情報公開条例(平成11年1月1日施行)		
		個人情報の保護	第16条	1	市長等は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障しなければなりません。		市政なんでも相談課	個人情報開示請求の開示・不開示等の決定 (H25 20件、H26 3件、H27 25件、H28 5件) 簡易開示請求件数(H25 54件、H26 36件、H27 36件、H28 36件) 防府市個人情報保護条例第17条の規定により実施(採用試験の成績) 訂正等の請求 0件
						2	個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。	市政なんでも相談課
		説明責任と応答責任	第17条	1	市長等は、政策の形成、実施及び評価の各過程において、その経過、内容等を市民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければなりません。			
						2	市長等は、行政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません。	市政なんでも相談課
	市長への提言箱回答(H25 42件、H26 55件、H27 35件、H28 17件)							
			陳情要望回答(H25 72件、H26 70件、H27 61件、H28 82件)					
	行政評価	第18条	1	市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければなりません。		総合政策課	行政評価の実施及び行政評価調書の公表(H23～)	
					2	市長等は、行政評価の結果を政策等に速やかに反映させるよう努めなければなりません。		
	行政手続	第19条	1	市長等は、市民等の権利や利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定め、行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図らなければなりません。		法務推進課	毎年、文書取扱主任会議において概要の説明及び各課備え付けの審査基準、処分基準の整理指導等	
					2	行政手続について必要な事項は、別に条例で定めます。	法務推進課	行政手続条例(平成9年4月1日施行)の改正
	法令遵守	第20条		市長等は、行政運営に当たっては、法令等を遵守するとともに、法令等遵守のための体制を整備するよう努めなければなりません。		法務推進課	課題解決に向けての各課支援を実施 顧問弁護士への法律相談の実施 各課が法的視点を持って課題に対処できるよう法律相談様式の利用を徹底	
					総務課	不当要求防止責任者講習の実施(受講者数H26 79名、H28 79名)		
						不当要求行為等防止対策委員会開催(H25 2回、H26 3回、H28 1回)		
公益通報	第21条	1	市の職員は、市政の運営において市民等の信頼を損なう違法又は不当な事実があることを知ったときは、公益の損失を防止するため、速やかにその事実を通報しなければなりません。		総務課	報告件数 0件 防府市職員等公益通報実施要綱(平成18年4月1日施行)		
				2	公益通報を行った市の職員は、その公益通報を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないことを保障されます。	総務課	防府市職員等公益通報実施要綱(平成18年4月1日施行)	

章		見出し	条 項	条文	担当課	各課の取組み状況			
		政策法務	第22条	市長等は、市民ニーズや地域の課題に対応するため、法令を自主的かつ適正に解釈し、運用するとともに、条例及び規則の整備に努めるなど、政策法務を推進するものとします。	法務推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例及び規則の審査等</li> <li>防府市自治基本条例との整合性の検証</li> <li>専門講師による「法律概論」研修を係長級以上の職員に実施 法務推進課職員による「法務研修」を新任係長等を実施</li> <li>新規制定条例に対する立案段階からの関与</li> </ul>			
		危機管理	第23条	市長等は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の整備に努めなければなりません。	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画の見直し、改訂</li> <li>津波避難計画の策定、地域津波避難計画に関するワークショップの開催</li> <li>出前講座等を用いた啓発活動</li> <li>津波浸水想定区域内への海拔表示看板の設置</li> <li>防災訓練の実施(H22～)</li> <li>市民防災の日特別講演会の開催(H23～)H26は避難訓練コンサートの実施</li> </ul>			
第8章	財政	財政運営	第24条	1	市長は、中長期的な財政計画を策定するとともに、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営に努めなければなりません。	財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中期財政計画」の公表</li> <li>「予算編成方針」の公表</li> </ul>		
				2	市長等は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な活用に努めなければなりません。	総務課財産管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有財産については、増減の都度直ちに報告をさせるとともに、毎年度初めに、公有財産、基金、債権及び出資による権利の年度末残高を報告させ、公有財産台帳を整備(3年に1度実地調査を実施)</li> <li>行政財産について必要に応じて使用を許可し、使用料を徴収 「行政財産への自動販売機設置事業者公募基準」の本格運用開始</li> <li>普通財産について積極的に契約を締結し貸付料を徴収</li> <li>太陽光発電設備導入による市有地及び市有施設の屋根等の活用</li> <li>売却可能な公有財産は必要に応じ財産処分審議会へ諮問し処分</li> </ul>		
				財政状況の公表	第25条	1	市長は、市民等にわかりやすい財政状況に関する資料を作成し、公表しなければなりません。	財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初・補正予算の概要、成果報告書、財政の健全性に関する指標、財務書類をホームページで公表 ※H26以降、一般会計予算を簡単な家計に例えて作成した「防府市の家計簿」を併せて掲載</li> <li>固定資産台帳を整備(H28)</li> <li>執行状況等を年2回(5月・11月)、市役所掲示板と市広報に掲載</li> </ul>
					2	財政状況の公表について必要な事項は、別に条例で定めます。	財政課	防府市財政状況の公表に関する条例(昭和39年4月1日施行)	
		第9章	参画及び協働の推進	参画の推進	第26条	1	市長等は、市民等の参画について、その制度を充実させるとともに、市民等が参画しやすい環境を整備しなければなりません。	市民活動推進課	防府市参画及び協働の推進に関する協議会を設置し、各種制度の充実及び質の向上を図っている
						2	参画の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。	市民活動推進課	防府市参画及び協働の推進に関する条例(平成25年4月1日施行)

章		見出し	条 項	条文	担当課	各課の取組み状況	
第10章	その他	意見聴取	第27条	1	市長等は、特に重要な条例の制定又は改廃及び特に重要な計画の策定又は改廃をしようとするときは、広く市民等の意見を求め、市民等から提示された意見を十分に考慮するとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。	市民活動推進課	パブリックコメント実施 (H25 8件、H26 15件、H27 11件、H28 10件) アンケートの実施 (H25 2件、H26 5件、H27 5件、H28 5件)
				2	意見聴取の手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。	市民活動推進課	防府市参画及び協働の推進に関する条例(平成25年4月1日施行)
			第28条	1	市長等は、審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。	市民活動推進課	公募委員のいる審議会等の割合(H25 24.4%、H26 25.0%、H27 31.7%)
		2		審議会等の会議は、原則として、公開するとともに、その会議録を公表するものとします。	市民活動推進課	会議を公開している審議会等の割合(H25 71.6%、H26 80.9%、H27 80.3%) 会議録を公開している審議会等の割合(H25 29.7%、H26 42.6%、H27 45.1%)	
		3		審議会等の委員の公募その他必要な事項は、別に条例で定めます。	市民活動推進課	防府市参画及び協働の推進に関する条例(平成25年4月1日施行)	
		住民投票	第29条	1	市長は、市政の運営上の重要事項について、住民投票の実施の請求があったとき、又は自ら住民投票の実施を発議したときは、住民投票を実施しなければなりません。	総合政策課	住民投票実施 0件
				2	住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。	総合政策課	防府市住民投票条例(平成18年12月1日施行)
		協働の推進	第30条	1	市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます。	議会事務局	議会懇談会の実施(H26 1件、H27 1件、H28 1件)
						市民活動推進課	防府市協働推進員の設置
							防府市参画及び協働の推進に関する協議会設置 防府市協働事業提案制度の創設
				2	市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。	市民活動推進課	情報提供、補助金交付、イベント開催、後援などによる側面的支援 地域おこし協力隊の設置(平成27年9月から1名、同年11月から更に1名が活動) 防府市地域協働支援センターの設置(平成21年より指定管理制度導入)
				3	協働の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。	市民活動推進課	防府市参画及び協働の推進に関する条例(平成25年4月1日施行)
		国、山口県他との連携	第31条	1	市議会及び市長等は、国及び山口県と対等な関係の下で、協力と連携に努めるとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行うよう努めるものとします。	議会事務局	意見書を国・県に提出(H25 1件、H26 3件、H27 2件、H28 2件)
						総合政策課	国・県に対し政策・制度の改善等の提案・要望を行う
2	市議会及び市長等は、共通する課題若しくは広域的な課題の解決又は行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。				山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結 防府市・周南市観光連携推進協議会		
条例の見直し	第32条	市長は、この条例の施行後四年を超えない期間ごとに、市民の参画の下、この条例の見直しについて検討し、必要な措置を講じるものとします。	市民活動推進課	防府市自治基本条例推進協議会の設置、開催(第1回 3/23)			
附則					この条例は、平成二十二年四月一日から施行します。		